

## 1, 4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

### 1. 背景

1, 4-ジオキサンに係る排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号。以下「改正排水省令」という。）で規定され、平成 24 年 5 月 25 日に施行された。この際、一般排水基準（0.5mg/L）に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から 3 年間（平成 27 年 5 月 24 日まで）に限って適用する暫定的な排水基準が設定された（裏面参照）。

### 2. フォローアップ調査

暫定排水基準が設定された業種については、速やかに一般排水基準に対応することができるようにするため、有識者からなる検討会を設置し、該当業種の一般排水基準への対応に向けた行程や排水処理方法の改善等の取組状況をフォローアップしている。

検討会は、個別分野ごとの検討会（工業分野検討会・畜産分野検討会・温泉分野検討会）と全体検討会で構成され、1, 4-ジオキサンに関する暫定排水基準が設定された業種のフォローアップ調査は、工業分野検討会で実施している。業種ごとの対応状況は以下のとおり。

- ・感光性樹脂製造業  
平成 27 年 5 月 24 日までに一般排水基準に対応予定
- ・エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業  
一般排水基準への対応に向けた取組に一定の期間を要することから、業界団体としては暫定排水基準の延長を希望
- ・ポリエチレンテレフタレート製造業  
一般排水基準に対応済み（平成 26 年 5 月 24 日で経過措置終了）
- ・下水道業  
感光性樹脂製造業の対応完了に伴い平成 27 年 5 月 24 日までに一般排水基準に対応予定

### 3. 今後の予定

1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準の継続の必要性並びに継続が必要な場合の適用業種及び許容限度の見直しについては、12 月に開催される工業分野検討会において、フォローアップ調査の結果について報告を行い、議論していただく予定。

その結果を 1 月の排水規制等専門委員会において御議論いただき、パブリックコメント手続きを経た上で、専門委員会報告をもとに水環境部会において改めて御議論いただきたいと考えている。（それを踏まえて省令改正を行う予定。）

(参考) 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 (平成 24 年環境省令第 15 号) (抜粋)

本文 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場 (水質汚濁防止法 (以下「法」という。) 第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。) から公共用水域に排出される水 (以下「排水」という。) の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間 (ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間) は、この省令による改正後の排水基準を定める省令 (以下「改正後の省令」という。) 第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 略

3 略

第三条 略

附則別表

有害物質の種類	業 種	許容限度
一・四—ジオキサン (単位 一リットルにつきミリグラム)	感光性樹脂製造業	二〇〇
	エチレンオキサイド製造業	一〇
	エチレングリコール製造業	一〇
	ポリエチレンテレフタレート製造業	二
	下水道業 (感光性樹脂製造業に属する特定事業場 (下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	二五

備考

1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$(\sum C_i \cdot Q_i) \div Q$$

(この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$  及び  $Q$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の一・四—ジオキサンによる汚染状態の通常値 (単位 一リットルにつきミリグラム)

$Q_i$  当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量 (単位 一日につき立方メートル)

$Q$  当該下水道から排出される排水の通常量 (単位 一日につき立方メートル)